

日本ハンドボール協会 コミュニケーション・ロゴマークの使用規程

(目的)

第1条 この規定は、財団法人日本ハンドボール協会（以下「協会」という。）がハンドボール競技の普及を図るに際してのコミュニケーションシンボルとして制定するロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）に関し、適正な使用方法を定めることにより、ハンドボール競技の社会的な認知拡大と、協会の活動の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において「ロゴマーク」とは、別図に示す「コミュニケーション・ロゴマーク」の基本デザイン及びその展開デザインとして協会が別に定めるものとする。

(利用許諾の申請)

第3条 ロゴマークの利用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニケーション・ロゴマーク利用許諾申請書（様式第1号）を協会に提出しなければならない。

(利用許諾の基準)

第4条 協会は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めるときは申請に係る利用許諾をするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- (5) 協会及びロゴマークをおとしめると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほかロゴマークの利用を不適當と認めるとき。

(利用許諾をした場合の処理等)

第5条 協会は、第3条の規定による申請に基づき、利用許諾をしたときはコミュニケーション・ロゴマーク利用許諾通知書（様式第2号。以下「利用許諾通知書」という。）により、利用許諾をしないことを決めたときはコミュニケーション・ロゴマーク利用不諾通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 協会は、利用許諾に際し、必要な条件を付することができる。

(利用許諾の期間)

第6条 利用許諾の期間は、1年を超えることができないものとする。

(費用徴収)

第7条 協会が、ロゴマーク使用を許諾した場合、ロゴマークの利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が非営利目的で使用する等の場合を除いて、ロイヤリティ料として費用を徴収することができるものとする。

2 前項における費用徴収の細目については、別に定める。

(利用者の遵守事項)

第8条 ロゴマークの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 協会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (2) 利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
- (3) 利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
- (4) 利用に当たっては、協会がロゴマークの著作権者であることを明示すること。
- (5) ロゴマークの利用に際し協会が貸し出した物件を期限までに返還すること。
- (6) 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに協会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (7) ロゴマークの利用を終えたときは、速やかにロゴマーク利用報告書（様式第4号）を協会に提出すること。

(許諾内容の変更等)

第9条 利用者が利用許諾を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめコミュニケーション・ロゴマーク利用内容変更申請書（様式第5号）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定による申請に基づき承認することが適当と認めるときはコミュニケーション・ロゴマーク利用内容変更承認通知書（様式第6号）により、承認することが適当でないとき又はコミュニケーション・ロゴマーク利用内容変更不承認通知書（様式第7号）により、利用者に通知するものとする。

(利用許諾の取消し)

第10条 協会は、ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消すものとする。

- (1) 第4条又は第8条の規定に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用許諾を受けたと認めるとき。
- 2 協会は、前項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、コミュニケーション・ロゴマーク利用許諾取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。
- 3 第1項の規定により利用許諾を取り消された者は、当該利用許諾に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 協会は、第1項の規定により利用許諾を取り消したときは、その利用者に対し、当該取り消された利用許諾に係る物件の回収を求めることができる。

(法的措置)

- 第11条 協会の承認なくロゴマークを使用したり、利用許諾の取消しを受けたにもかかわらず使用の継続が認められた場合は、協会は必要に応じて法的措置を取ることができる。
- 2 前項の場合において、協会は使用者に損害賠償請求を求めることができる。

(補則)

- 第12条 この規定に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は平成18年12月1日から施行する。